

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>認定を受けた経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る不動産取得税を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う当該事業の譲受けにより、政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。（土地住宅2.5%（通常3.0%） 住宅以外の家屋3.3%（通常4.0%））</p>		
関係条文	地方税法第11条第16項		
減収見込額	<p>[初年度] ー（▲42） [平年度] ー（▲42）</p> <p>[改正増減収額] ー （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が増加すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&amp;Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p>&lt;参考&gt;「成長戦力実行計画」（令和元年6月21日）</p> <p>第4章 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>（2）新たに講ずる具体的施策</p> <p>ii) 新陳代謝の促進</p> <p>・2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
	政策目標の達成状況	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者附則を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。 (株)東京商工リサーチ「2018年休廃業・解散企業」動向調査に基づく。
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用数】 令和2年 11件 令和3年 11件 (いずれも推計)  【減収額】 令和2年 12,332万円 令和3年 12,332万円 (いずれも推計)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、当該措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。
ページ	24 — 2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用数】 平成 30 年度 8 件（実績値） 【減収額】 3,176 万円（推計）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>事業承継については、相続・贈与を通じた株式や事業用資産の移転による承継が主なものであり、M&amp;A を通じた第三者への事業承継については大きな認知を得ているとは言えず、また、本税制措置自体も制度開始から間もなく事業者の認知を十分に得られていないこと等から、目標達成には至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 30 年度税制改正要望において、創設が認められた。</p>
<p>ページ</p>	<p>24 — 3</p>